

少子化対策特別部会保育第一専門委員会における議論の前提に関する意見

2009年9月 柏女 霊峰

このたび、標記専門委員会に加わらせていただくに当たり、本専門委員会及び第二専門委員会の議論の前提として、少子化対策特別部会本体等において議論していただくことが必要と考えられる事項について以下のとおり簡潔に意見を提出しますので、ご検討方よろしくお願いいたします。

1. 財源の議論について

子育て支援施策が全体として進展しない要因の一つに、財源におけるトレードオフ関係があります。たとえば、育児休業、短時間勤務、看護休暇が進展すれば、乳児保育、延長保育、病児保育の必要性が減少するなど、ワークライフバランスと保育サービスとは基本的にトレードオフ関係にあると考えられますが、この両者の財源が、前者は事業主拠出金、後者が税に主として依存しているため、両施策の縮小均衡が続いています。この是正を図ることが必要です。これに関しては、平成15年の厚労省研究会報告「社会連帯による次世代育成支援に向けて」が具体的提案を提示しています。

2. 幼児教育の無償化に関する議論について

このたび文部科学省の研究会が取りまとめた幼児教育の無償に関する中間報告は、認可保育所や認可外保育所、障害児関係施設・事業に通所する乳幼児の費用の無償化については、少子化対策特別部会や障害児福祉関係部局において論議すべき事項と整理しています。したがって、それらに対する検討と意見の集約が必要です。

3. 公的保育を受ける地位の考え方に関する議論

公的保育を受ける地位に関する議論は、子育ては誰が行うのかという本質的議論であり、子育ての自助、共助、公助の組合せと財源がセットとなった議論となります。また、「地位」は権利であるとともに義務でもあり、与えられた義務を子どものために行使しない場合の対応や返上等についての取り決めが必要とされます。こうした本質的議論は、少なくとも、保育第一専門委員会でも行われることが必要です。

5. 子育て支援コーディネーター、子育て支援プランの可能性に関する議論

保育時間の認定、さまざまな保育・子育て支援サービスの選択、利用調整、サービス計画の策定など子育て支援サービスを含めたコーディネーターの創設や育成、子育て支援プランの策定に関する議論が必要です。石川県においては、マイ保育園事業の一環として、子育て支援プランを作成する事業を実施して成果を上げています。高齢者、障害者福祉に計画作成が浸透している現在、子ども政策についてもケア・マネジメントの前置を検討すべきです。

6. 保育士養成制度に関する議論

第一専門委員会の所管である保育の質の向上を図るうえで保育士養成制度の検討は不可欠であると考えます。そのための議論には多くの時間を割く必要があり、また、別の専門性も必要とされるため、専門委員会で議論するとともに、別途の委員会等を設置することが必要と考えます。